

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

一 公共施設等として、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）を追加すること。

二 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第七の十九において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいうものとする。

三 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいうものとする。

（第二条関係）

第二 基本方針等

- 一 基本方針に定める事項として、公共施設等運営権に関する基本的な事項を追加すること。
 - 二 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めるものとする。
 - 三 内閣総理大臣は、二の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表するとともに、各省各庁の長に送付するものとする。
- （第四条関係）

第三 実施方針の策定の提案

- 一 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができるものとする。
 - 二 一の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知するものとする。
- （第五条の二関係）

第四 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができないものとする。

- 1 法人でない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

3 第七の十八（１）に掲げる場合に限る。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

4 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第七の十八（１）に掲げる場合に限る。）の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。７において同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

5 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ホ 公共施設等運営権者が第七の十八（一）に掲げる場合に限る。）の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

へ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

7 その者の親会社等が2から6までのいずれかに該当する者
（第七条の二関係）

第五 技術提案

一 公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に対し、技術提

案を求めよう努めるものとする。

二 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

三 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用するものとする。（第七条の三関係）

第六 実施方針の策定の見通し等の公表

一 公共施設等の管理者等は、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表するものとする。ただし、当該年度にその見通しがない場合は、この限りでない。

二 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表するものとする。（第十条の二関係）

第七 公共施設等運営権

一 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができるものとする。

（第十条の三関係）

二 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨、公共施設等の運営等の内容及び存続期間、七の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）、九に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項並びに利用料金に関する事項について定めるものとする。

（第十条の四関係）

三 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、二に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとし、条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項等を定めるものとする。

（第十条の五関係）

四 公共施設等の管理者等は、実施方針に二に掲げる事項を定めた場合において、民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者が公共施設等運営権を設定するものとする。

五 公共施設等運営権の設定は、公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置、公共施設等の運営等の内容並びに存続期間を明らかにして行うものとする。

六 公共施設等の管理者等は、四の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地、公共施設等の運営等の内容並びに存続期間を公表するものとする。

（第十条の六関係）

七 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。

（第十条の七関係）

八 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始するものとする。こと。
(第十条の八関係)

九 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、公共施設等の管理者等と、契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結し、その内容を公表するものとする。こと。
(第十条の九関係)

十 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとともに、利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとし、あらかじめ公共施設等の管理者等に届け出るものとする。こと。
(第十条の十関係)

十一 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用するものとする。こと。
(第十条の十一関係)

十二 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができないうものとする。こと。

(第十条の十二関係)

十三 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができないものとする。

十四 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができないものとする。とともに、公共施設等の管理者等は、当該許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをするものとする。

1 公共施設等運営権の移転を受ける者が第四のいずれにも該当しないこと。

2 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

十五 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができないものとする。

(第十条の十三関係)

十六 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分制限並びに十八の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録するものとし、その登録に関して所要の規定を設けること。

(第十条の十四関係)

十七 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは經理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることが

できるものとする。

(第十条の十五関係)

十八 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができるとすること。

1 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。

ロ 第四のいずれかに該当することとなったとき。

ハ 八により指定した期間内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。

ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ヘ 正当な理由がなく、十七の指示に従わないとき。

ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

2 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

十九 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅するものとする。こと。
(第十条の十六関係)

二十 公共施設等の管理者等は、十八(2)に掲げる場合に限る。()の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は十九の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責に帰すべき事由がある場合に限る。()によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとし、補償に係る手続について所要の規定を整備するものとする。こと。
(第十条の十七関係)

第八 行政財産の貸付け
特定施設に賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。()を追加すること。
(第十一条の三関係)

第九 職員の派遣等についての配慮

国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員
の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする事
（第十八条の二関係）

第十 民間資金等活用事業推進会議

一 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置くもの
とすること。

二 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする事。

1 基本方針の案を作成すること。

2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整を
すること。

3 1及び2に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重
要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、

民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならないものとする。

四 会議の組織等について所要の規定を整備するものとする。

(第二十条の二及び第二十条の三関係)

第十一 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)